

## 養老町立上多度小学校運営協議会 会則

(趣旨)

第1条 本会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5及び養老町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則（教育委員会規則第 号）に基づき、養老町教育委員会が学校運営協議会を設置する学校として指定した養老町立上多度小学校に設置される養老町立上多度小学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置趣旨)

第2条 協議会は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という）が、養老町立上多度小学校（以下「学校」という）の運営に積極的に参画することにより、その意向を学校運営に反映し、児童の健全育成と地域に開かれた信頼される学校づくりを実現することを目指すものとする。

(委員の構成等)

第3条 協議会は、規則に基づき、養老町教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という）は、次に掲げるものから構成する。

(1) 地域住民代表 10名

区長会長、上多度公民館長、社会福祉協議会代表、民生児童委員代表、老人クラブ代表等

(2) 保護者代表 2名

P T A会長、P T A母親委員長 等

(3) 学校代表 3名

校長、教頭、教務主任

(4) 学識経験者 1名

(5) その他 若干名

校区中学校の担当、P T A役員O B、P T A役員O G、協議会が適当と認めるもの

3 協議会には、会長1人を置く。

4 会長は、委員の互選により選出し、副会長は校長が務める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

7 学校教育推進コーディネーターは、学習支援、学校環境の整備等に関する学校との連携教育活動について企画・運営を行い、支援者との連絡調整を行う。

8 地域教育推進コーディネーターは、家庭教育、地域教育等に関する学校との連携教育活動について企画・運営を行い、支援者との連絡調整を行う。

9 学校教育推進コーディネーター及び地域教育推進コーディネーターは、校長によって推薦される。

10 委員は、学校教育推進コーディネーター及び地域教育推進コーディネーターと協力し、学校との連携教育活動について企画・運営を行い、支援者との連絡調整を行う。

1 1 委員の定数は、20名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

2 委員の欠員により新たに任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、児童等の個人情報の保護に努め、協議会の活動で知り得た個人情報を漏らしてはならない。退任した後も、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす行動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動に不当に利用すること。
- (3) 委員として、ふさわしくない非行を行うこと。

(協議会の承認事項等)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について、校長が作成した年度の方針等を協議する。

- (1) 学校の教育目標及び学校方針等に関すること。
- (2) 学校の教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校行事の計画に関すること。
- (4) 施設の管理及び設備等の整備に関すること。
- (5) その他校長が第2条の主旨の達成に必要と認める事項に関すること。

(運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(協議会の活動)

第8条 協議会は、学校の運営に関する次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の運営についての地域住民等の理解、協力、参画等を促進する活動
- (2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信及び地域住民等の意見要望等の把握とその反映
- (3) 学校の運営に関する状況の点検と評価
- (4) 各項目の規定するものの他、第2条の目的を達成するために必要な活動

(組織、活動等の説明及び公表)

第9条 協議会は、その組織や活動について、地域住民等に対して説明及び公表に努めるものとする。

(会議)

第10条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事を主宰する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、学校職員その他のものに会議の出席を求め、報告及び説明及び意見を求めることができる。
- 6 会長は、協議会の開催日時及び場所、出席者、審議事項その他の事項について会議録を作り、保管しなければならない。

#### (企画委員会)

第11条 会長は、学校運営協議会を円滑に推進するために、企画委員会を招集する。  
企画委員会のメンバーは、協議内容に応じて、会長がそれを定める。

#### (会議の公開)

第12条 協議会の会議は公表とする。

- 2 会議を傍聴しようとするものは、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人には、第5条第1項の規定を適用する。

#### (部会)

第13条 協議会に、学校教育部会と家庭教育部会と地域教育部会を置く。

- 2 まなび（学校教育）部会は、学校教育推進コーディネーターを中心に、学校の教育活動及び学校の教育環境整備等の充実について、企画・運営を支援し、地域住民等の積極的な参加の促進と情報発信の活動を行うとともに、協議会に報告する。
- 3 きずな（家庭教育）部会は、地域教育推進コーディネーターを中心に、家庭教育の充実について、企画・運営を支援し、保護者の積極的な参加の促進と情報発信の活動を行うとともに、協議会に報告する。
- 4 ふるさと（地域教育）部会は、地域教育推進コーディネーターを中心に、地域の行事や活動について、企画・運営を支援し、児童の積極的な参加の促進と情報発信の活動を行うとともに、学校の教育活動の支援及び、放課後の登下校の安全、学校の教育環境整備に関し、地域住民等の積極的な情報発信等の活動を行い、協議会に報告する。

#### (事務局)

第14条 協議会の事務局は、上多度小学校内に置く。

#### (委任)

第15条 この会則に定めるものの他、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。